

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	京都市 健康増進法による健康増進事業の実施に関する 事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

京都市長

公表日

平成27年11月6日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容	健康増進法に基づき、市民の健康の増進を図るため、検診(健診)、健康教育、健康相談その他市民の健康の増進のために必要な事業を実施する。 当該事務では、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で特定個人情報を使用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健医療システム
②システムの機能	・府医師会や検診事業者が作成したデータの取り込みや保健医療課・保健センターでの入力作業により、受診情報を一元的に記録・管理することにより、府医師会、検診事業者、保健センターとの情報の連携を効率化する。 ・住民基本台帳データ、税データと連携することにより、受診履歴や検診料金を適切に管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()
システム2	
①システムの名称	マイナンバー連携システム
②システムの機能	既存の業務システムと、中間サーバーを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報(氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報)を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能 2 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能 3 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求、取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番をCSコネクタに送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバー, 既存業務システム)
システム3	
システム4	
システム5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
対象者管理ファイル、結果登録・管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課
②所属長	志摩 裕文
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
対象者管理ファイル, 結果登録・管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	検診受診者及びその保護者
その必要性	各種がん検診を受診するに当たり, 当人の受診履歴等を適切に把握する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報: 対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報: 対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 ○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税情報: 対象者本人の受診料金の軽減区分の確認を確実にを行うため ・健康・医療関係情報: 対象者本人の検診履歴の把握を確実にを行うため ・生活保護・社会福祉関係情報: がん検診の負担区分確認を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	京都市 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (文化市民局地域自治推進室, 行財政局税務部, 保健福祉局生活福祉部地域福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム, 本市共通システム基盤の情報提供機能)	
③使用目的 ※	検診対象者の課税状況等を正確に把握する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	保健医療課, 各区保健センター, 各支所健康づくり推進室, 京北出張所保健担当
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診の受診に当たり, 受診料金軽減区分に該当するかを確認するため, 使用する。 ・検診履歴を確実に記録するため, 住民基本台帳データと照合させるため, 使用する。 	
情報の突合	保健医療システムにて検診申込書と検診履歴情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用保守委託	
①委託内容	システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の名称, 業務範囲, 業務期間, 業務従事者名簿, 再委託の理由, 再委託先の選定理由, 再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。
	⑥再委託事項	システム保守にかかる改修等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<京都市における措置> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており, 入退室管理を静脈認証により行っている。 ②サーバー室の出入口を限定し, 監視設備として監視カメラを設置している。 ③紙資料については, 施錠可能な倉庫にて, 箱に封緘した状態で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており, データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は, サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され, バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考		
-		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>1個人コード, 2郵便番号, 3住所, 4学区, 5電話番号, 6性別, 7氏名, 8生年月日, 9個人番号

<各検診>

胃がん検診

10 検査日, 11 判定区分, 12 精検受診日, 13 精検医療機関, 14 診断方法, 15 診断名

肺がん検診

16 集検年月日, 17 判定区分, 18 精検受診日, 19 精検医療機関, 20 診断方法, 21 診断名

大腸がん検診

22 検査日, 23 判定区分, 24 精検受診日, 25 精検医療機関, 26 診断方法, 27 診断名

子宮がん検診

28 検査日, 29 判定区分, 30 精検受診日, 31 精検医療機関, 32 診断方法, 33 診断名

子宮頸がん検診

34 検査日, 35 判定区分, 36 精検受診日, 37 精検医療機関, 38 診断方法, 39 診断名

子宮体がん検診

40 検査日, 41 判定区分, 42 精検受診日, 43 精検医療機関, 44 診断方法, 45 診断名

乳がん検診

46 検査日, 47 判定区分, 48 精検受診日, 49 精検医療機関, 50 診断方法, 51 診断名

歯科検診

52 検査日, 53 判定区分, 54 精検受診日, 55 精検医療機関, 56 診断方法, 57 診断名

前立腺がん検診

58 検査日, 59 判定区分, 60 精検受診日, 61 精検医療機関, 62 診断方法, 63 診断名

肝炎ウイルス検診

64 検査日, 65 判定区分, 66 精検受診日, 67 精検医療機関, 68 診断方法, 69 診断名

腹部超音波検診

70 検査日, 71 判定区分, 72 精検受診日, 73 精検医療機関, 74 診断方法, 75 診断名

脳ドック検診

76 検査日, 77 判定区分, 78 精検受診日, 79 精検医療機関, 80 診断方法, 81 診断名

その他庁内連携情報

82 税関係情報, 83 生活保護関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
対象者管理ファイル, 結果登録・管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。 ・操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容】</p> <p><窓口・郵送での入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診免除証明書発行業務、がん検診無料クーポンの再交付受付業務、各種がん検診料の還付請求業務等において、各種要綱の規定等に基づき、書面にて本人あるいは代理人による申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 <p><システムを通じた入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容】</p> <p><入手の際の本人確認の措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請等の際、身分証明書(個人番号カード等)の提示により、本人確認を行う。 <p><個人番号の真正性確認の措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。 ・個人番号カード又は通知カード等の提示による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。 <p><特定個人情報の正確性確保の措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへの登録時(新規入力、削除及び訂正)は、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管し、漏えい・紛失を防止する。 ・インターネットにつながるネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する職員のみに対し、所属長がユーザーID及びパスワードを限定的に付与する。 ・職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ・認証の記録を保管する。

その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発効・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 <p>【アクセス権限の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID, 操作日時, 処理事由等)を記録する。 ・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【従業員が事務外で使用するリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 <p>【特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末画面は、来庁者から見えないようにする。 	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>システム委託については、仕様書において、次のとおりデータ等の適正な管理について定めている。</p> <p>目的外利用の禁止、複写・複製の原則禁止、特定個人情報の閲覧者・更新者を制限、特定個人情報の提供先の限定、情報漏えいを防ぐための保管管理責任、個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告、委託先の視察・監査の実施、再委託の原則禁止</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【情報保護管理体制の確認】

- ・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、システム委託については、電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。
- ・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】

- ・作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。
- ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。
- ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
- ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。

【特定個人情報ファイルの取り扱いの記録】

- ・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容))を記録する。
- ・システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。
- ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・委託業者から、セキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

【特定個人情報の提供ルール】

＜委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法＞

「情報システムの委託に関する管理基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。

例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。

＜委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法＞

- ・システムの運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。

【特定個人情報の消去ルール】

- ・共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守することを前提に委託する。
- ・委託契約書の検査条項に基づき必要があると認めるときは検査を行う。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

Blank area for additional measures and risks.

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 <京都市における措置> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ・サーバー室への入退室の場所は限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・電子媒体や媒体紙資料については、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【技術的対策】 <京都市における措置> (不正プログラム対策) ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する(コンピューターウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)。</p> (不正アクセス対策) ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【死者の個人番号の具体的な管理方法】 生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容】 住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。</p> <p>【特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置の内容】 <電子> 住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより古い情報の排除を担保する。 磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 専用のフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</p> <p><紙媒体> 帳票については、帳票管理簿を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領手順書に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿にその記録を残す。</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査</p>

9. 従業員に対する教育・啓発

<p>従業員に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><京都市における措置> ・新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティについて定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ・毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ・各システムの操作マニュアル等にセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

10. その他のリスク対策

【自己点検】
 <京都市における措置>
 ・定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容とおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。

【監査】
 <京都市における措置>
 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
 ・評価書記載事項と運用実態のチェック
 ・個人情報保護に関する規定、体制整備
 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置
 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育
 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置

また、定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

【その他のリスク対策】
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
②請求方法	京都市個人情報保護条例第14条, 第24条又は第30条に基づき, 開示請求書, 訂正請求書, 又は利用停止請求書を提出する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	京都市 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3411
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

